

議 事 録

第 8 回 定 例 総 会

令和3年3月11日

太田市農業委員会第8回定例総会議事録

開会日時 令和3年3月11日(木) 午後2時
閉会日時 令和3年3月11日(木) 午後3時
開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 (19人)
1 小林 良孝 2 石原 康男 3 牛久保 榮治 4 永井 幸二
5 木村 克己 6 長島 佳男 7 齋藤 森雄 8 中村 博正
9 佐野 順一 10 新井 章夫 11 小島 秀一 12 齋藤 道明
13 新井 整 14 山田 清作 15 飯塚 茂夫 16 片亀 昌子
17 中島 沙織 18 清水 由紀江 19 青木 紀美子

欠席委員
(0人)

出席職員 (9人)
鈴木局長 北村次長 林次長補佐 高山次長補佐 長谷川係長代理
青木主任 大澤主任 松井主任 大崎主事

会議に付した事項
議案第1号 農地法関係許可取消願について (会長)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)

報告事項
報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による専決処分について
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による専決処分について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第4号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第8回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数につきましては、全員の出席をいただいております。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 それでは、14番 山田清作委員 と 16番 片亀昌子委員 のお二人
にお願いいたします。

また、書記につきましては事務局の大崎主事を指名いたします。
議事に入る前に議案書の訂正等がありましたら報告願います。
事 務 局 本議案書において訂正箇所が3か所ございますので、ご報告いたします。
まず1か所目でございますが、議案書4ページをお開きください。議案第2号、7番になります。
譲渡人の欄において、住所が●●●町297と記載されておりますが、●●●町303へ訂正願います。

続きまして、2か所目になります。議案書12ページをお開きください。議案第4号、農地法5条の15番になります。

譲受人の欄において、持ち分100分の1と100分の99と記載されておりますが、それぞれ10分の1、10分の9と訂正願います。

続きまして、3か所目でございますが、議案書14ページをお開きください。議案第4号、農地法5条の23番になります。土地の表示欄の場所が台帳、現況が田・田と記載されておりますが、畑・畑へ訂正願います。以上となります。

5 議事顛末

議 長 それでは、これより議事に入ります。
議案第1号 農地法関係許可取消願について、会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は1件です。
事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 新野町の土地 991 m²の内260 m²、資材置場用地として転用許可を得て、地目変更をせずに賃貸していましたが、賃貸借契約の終了に伴い、第三者に当該土地の一部を一般住宅用地として売却するため、売却する土地についての許可を取り消すものです。
ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。
番号1番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

9番委員 それでは発表させてもらいます。番号1番については、当地区協議会で確認調査等々に基づき調査した結果は、現地は特に問題なく、取消することと意見決定しました。本案は、議案第4号、20番と関連しております。
再度ご審議のほど、よろしく願います。

- 議長 ただいま、第3地区協議会より、番号1番について報告がありました
が、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番を取消とすることに決定いたしま
す。
- 議長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長
宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は8件です。
事務局より、提案をお願いします。
- 事務局 提出件数3件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 只上町の土地 田 987 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大した
い。
- 2番 大島町の土地 田 2,989 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大した
い。
- 3番 新田天良町の土地 畑 171 m² 外1筆 計395 m²、耕地拡張の
ため売買により取得したい。
- 4番 寺井町の土地 田 1,375 m² 外19筆 計17,363 m²、父母を手
伝い農作業に従事しており、当該申請地を贈与したい旨の申し出があ
ったため農地を譲受けたい。
- 5番 新田市町の土地 畑 470 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大した
い。
- 6番 上小林町の土地 畑 271 m²、畑として使用し、苗木の育成等を行
いたい。
- 7番 上小林町の土地 畑 249 m²、畑として使用し、苗木の育成等を行
いたい。
- 8番 新田市野倉町の土地 畑 3,599 m² 外1筆 計10,099 m²、肥
育牛育成のための牧草栽培地として取得したい。
- 1番から8番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しな
いため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上提案をさせていただきます。処分の決定をお願いいたします。

- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 4番委員 これの譲受人は経営規模を拡大したいという申請理由でございます。申請地は農地で、先ほど事務局から説明もありましたように問題はありませんでした。ここは耕作放棄地となっておりますので、許可後速やかに整地を行って、周辺農地への営農に支障を生じないようにすることということで、その他のところに記しておきました。以上です。
- 議 長 ただいま、第2地区協議会より、番号1番について報告がありました
委員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号2番から4番について、第3地区協議会より調査した意見結果を報告願います。なお、番号3番については、第5地区協議会にも関連がありますので、併せて報告願います。
- 9番委員 それでは、番号2番について報告いたします。
譲受人は●●●●●●●●●●の組合長をされています。経営規模は約30町を超えていると思います。組合長ということで常勤でございますので、弟といとこと使用人でやっております。将来を有望視されている企業体ではないかと思えます。なお、譲渡人につきましては、もともと地元は鳥山の方だったのですが、千葉のほうに住んでおります。破産したということでもありますので、破産管財人が肩代わりして、別に問題はないと思えます。
再度審議のほど、よろしく願います。
- 2番委員 3番、4番につきまして説明いたします。
3番につきまして、譲受人は優良農業者でございますので、規模の拡

議長 ただいま、第5地区協議会及び第2地区協議会より番号5番から8番
委員 について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
議長 なし。
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号5番から8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議長 (挙手 全員)
議長 全員賛成でありますので、番号5番から8番を許可とすることに決定
議長 いたします。
議長 続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長
事務局 宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は15件です。
事務局より提案をお願いいたします。
事務局 提出件数15件について、朗読し詳細に説明する。

1番 古戸町の土地 772 m² 外1筆 計1,044 m²、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

農家住宅用地として転用するものです。

2番 別所町の土地 252 m²、農地区分 第二種、農家住宅用地として敷地拡張するものです。

3番 脇屋町の土地 1,557 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

4番 上小林町の土地 914 m²、農地区分 第二種、露天貸駐車場用地として転用するものです。

5番 安良岡町の土地 1,473 m²の内38.33 m²、農地区分 第二種、農家住宅用地として敷地拡張するものです。

6番 下小林町の土地 1,453 m² 外2筆 計3,029 m²、農地区分 第二種、発掘調査用地として一時転用するものです。

7番 下小林町の土地 507 m²、農地区分 第二種、発掘調査用地として一時転用するものです。

8番 下小林町の土地 1,097 m²、農地区分 第二種、発掘調査用地と

して一時転用するものです。

9番 下小林町の土地 1,224 m²、農地区分 第二種、発掘調査用地として一時転用するものです。

10番 下小林町の土地 639 m²の内 330 m²、農地区分 第二種、発掘調査用地として一時転用するものです。

11番 下小林町の土地 1,775 m²、農地区分 第二種、発掘調査用地として一時転用するものです。

12番 吉沢町の土地 399 m² 外 62筆 計 38,556 m²、農地区分 第二種、農地改良として一時転用するものです。

13番 管塩町の土地 315 m²、農地区分 第二種、農業機械保管庫用地として転用するものです。

14番 新田小金井町の土地 860 m²、農地区分につきましては、「概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則転用不許可ですが、「農業用施設に供するもの」につきましては例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

農業用施設用地として転用するものです。

15番 新田溜池町の土地 935 m² 外 1筆 計 1,639 m²、農地区分 第一種、農業用倉庫用地として転用するものです。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番から3番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

17番委員 番号1番について、周辺農地を確認したところ、特に農地の問題もなく、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、お願いいたします。

12番委員 続きまして、番号2番ですけれども、申請人が同居する子どもの分家を敷地内の畑に建設する計画で調査したところ、50年以上前に建てられた農機具置場及び進入路が農地法の許可を受けていないということが判明しまして、始末書を添付して是正するものです。

続きまして、3番ですけれども、寺院に隣接する畑を農地法の許可を得ずに駐車場として使用していたもので、始末書を添付し是正するも

のであります。この畑につきましては、1月に農用地からの除外申請が通っております。いずれも現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないので許可相当と意見決定しました。再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。

議長 ただいま、第1地区協議会より、番号1番から3番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号1番から3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番から3番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号4番から12番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

3番委員 それでは、4番ですけれども、露天貸駐車場用地として利用したい、かねてより近隣の事業者から駐車場として土地を使用したいとの要望があり、自身も耕作できないため、申請地を貸駐車場用地として転用願ひ出するものでございます。

どうぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

14番委員 5番について報告します。

相続をした結果、農地転用を得ないでカーポートを設置したということが明らかになりました。深く反省し、始末書を添付し、許可申請するものです。現地調査をしたところ、他の農地に影響はないので、許可相当と決定しました。

よろしく申し上げます。

1番委員 番号6番から11番について、私のほうで報告したいと思えます。

6番から11番については、目的は発掘調査用地です。チェックリストに基づき調査した結果は、申請地を一時転用し、埋蔵文化財の試掘調査を行うものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

6番委員 12番は、●●●●●●の東側のところですが、ここはバナナ等の植栽をするに当たって盛土が必要だということで、農地改良を行ひ

ます。一時転用でございます。再度ご審議のほど、お願いいたします。

議長 ただいま、第2地区協議会より、番号4番から12番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号4番から12番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号4番から12番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号13番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

2番委員 報告します。
13番につきましては、認定農業者でございますが、機械の保管場所が現況と地図上で合わないということで、今回是正するものでございます。周辺農地にも何の支障もございませんので、許可相当という結果を出しましたので、再度の認定をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長 ただいま、第3地区協議会より、番号13番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号13番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号13番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号14と15番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

5番委員 それでは報告いたします。
番号14番、15番についてなんですけれども、同地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障がないた

め、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、第5地区協議会より、番号14番と15番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号14番と15番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号14番と15番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は37件です。
事務局より提案をお願いいたします。

事 務 局 提出件数37件について、朗読し詳細に説明する。

1番 細谷町の土地 414㎡、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

2番 細谷町の土地 286㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

3番 細谷町の土地 378㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

4番 高林南町の土地 259㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

5番 高林北町の土地 38㎡ 外1筆 計380㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

6番 高林北町の土地 3,802㎡ 外1筆 計4,115㎡、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

7番 藤阿久町の土地 325㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

8番 別所町の土地 327 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

9番 台之郷町の土地 379 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

10番 上小林町の土地 309 m² 外1筆 計357 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

11番 矢場町の土地 328 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

12番 東金井町の土地 718 m² 外1筆 計2,312 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

13番 東金井町の土地 590 m²の内179 m²、農地区分 第二種、仮設事務所用地として一時転用するものです。

14番 安良岡町の土地 411 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

15番 龍舞町の土地 341 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

16番 龍舞町の土地 341 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

17番 吉沢町の土地 251 m² 外1筆 計312 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

18番 原宿町の土地 696 m²、農地区分 第二種、太陽光発電事業用地として転用するものです。

19番 只上町の土地 42 m²、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

露天駐車場用地として転用するものです。

20番 新野町の土地 260 m² 外1筆 計308 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

21番 新野町の土地 616 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

22番 管塩町の土地 344 m² 外1筆 計652 m²、農地区分 第二種、露天駐車場及び露天資材置場用地として転用するものです。

23番 強戸町の土地 467 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地

として転用するものです。

24番 大鷲町の土地 456 m²、農地区分 第二種、植林用地として転用するものです。

25番 大鷲町の土地 168 m²、農地区分 第二種、植林用地として転用するものです。

26番 大鷲町の土地 2,613 m² 外1筆 計3,006 m²、農地区分 第二種、植林用地として転用するものです。

27番 亀岡町の土地 96 m²、農地区分 第一種、露天駐車場・資材置場用地として転用するものです。

28番 粕川町の土地 330 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

29番 新田赤堀町の土地 250 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

30番 新田赤堀町の土地 258 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

31番 新田反町町の土地 311 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

32番 新田小金町の土地 823 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設備設置用地として転用するものです。

33番 新田花香塚町の土地 484 m²、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

34番 新田上田中町の土地 307 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

35番 新田萩町の土地 2,065 m²、農地区分 第一種、露天資材置場用地として転用するものです。

36番 六千石町の土地 1,238 m² 外2筆 計3,107 m²、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で、一般国道または都道府県道の沿道の区域内に設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

貸倉庫・貸事務所用地として転用するものです。

37番 六千石町の土地 477 m² 外1筆 計517 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番から8番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

17番委員 番号1番から8番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果の1番から6番を私から報告します。

番号1番から5番の申請内容は同一であり、借家に住んでおり、自己の住宅を建築したいとの申請です。

5番については、建築業者の事業拡大のため、資材置場が不足していることから申請地を取得し、資材置場として利用したいとの申請です。現地を確認したところ、1番から6番の申請地の周囲に農地がありますが、周辺農地への支障もなく、問題はないので許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

12番委員 続きまして、番号7番ですけれども、譲受人は実家に住んでおり、実家に近い申請地を父から借り受けて、自己の住宅を建設するものです。

また、番号8の譲受人は実家に住んでおり、同じ敷地内の申請地を父から借り受けて自己の住宅を建設するものです。

いずれも現地を調査したところ、周辺農地への影響はなく、問題ないので許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いします。以上です。

議 長 ただいま、第1地区協議会より、番号1番から8番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番から8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番から8番を許可とすることに決定いたします。

- 議 長 続いて、番号9番から19番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 3番委員 番号9番、10番、11番について説明を申し上げます。
3件とも借家に住んでおり、自己の住宅を建築したいということでございます。周辺農地への支障もないので許可相当と意見決定しました。再度審議のほど、よろしく願い申し上げます。
- 14番委員 番号12番については、過日の地区協議会にて審議しましたが、再度皆さんに確認していただきたい内容がありますので、議案第4号、第5条の最後に報告させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。
- 議 長 ただいま、14番委員からの発言がありました。皆様よろしいでしょうか。
- 委 員 はい。
- 議 長 それでは、番号12番については議案第4号の最後に報告をお願いいたします。引き続き、13番から報告願います。
- 14番委員 続きまして、13、14番を報告します。
13番は工事現場に仮設の事務所が現在建っているんですけども、工事の都合で移動しなければならないので、隣接地を一時借り受けて、仮設事務所を設置するものです。周辺は農地がないので、周辺農地への影響はないと確認しました。
14番は敷地内に息子の分家住宅を建てるというものです。敷地がかなり広いところなので、周辺農地への影響はないので許可相当と意見決定しました。以上です。
- 1番委員 15番、16番について、私のほうから報告します。
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、15、16番とも一般住宅用地の申請です。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 6番委員 17番、これは国道50号の沿線でございます。既に周辺の駐車場として確保してございまして、今年、農振農用地から除外となったことから、今回の申請になりました。
特段問題ないと思っておりますが、再度審議のほど、よろしく願います。
- 4番委員 18、19番を説明いたします。
18番は、太陽光発電の用地として申請がありまして、現地においては

営農条件に大きな支障はありませんでした。これは、出力が44キロワットしかない小規模出力事業の一環として太陽光発電をやるということなんですけれども、そういうことで問題なしということでご審議のほど、お願いしたいと思います。

19番は、申請地が隣接して工場を営んでいるんですけれども、一部転用していなかったもので、1月12日に太田地域の地域整備計画、農地利用計画の変更通知が農業政策課のほうから出されておまして、今回の申請になりました。ここも大きな周りの営農に支障はございませんので、許可相当として認めました。以上です。

議長 ただいま、第2地区協議会より、番号9番から11番、13番から19番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

議長 番号9番から11番、13番から19番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号9番から11番、13番から19番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号20番から26番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

9番委員 それでは報告いたします。
20番、21番につきまして、一括してご報告いたします。
番号20番及び21番については、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、譲受人は申請地を取得し、一般住宅を建てるものであります。現地を調査したところ、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。

2番委員 22番から26番まで報告いたします。
まず22番でございますが、これは●●●●●の駐車場として利用するために売買するものです。該当地は傾斜地でございます。周りの農地に支障はございませんので許可相当という話になっております。
23番につきましては、これは集落内の農地でございます。先ほど田んぼから畑に訂正になりましたけれども、周りがまるつきり宅地でご

ございますので、何の支障もなく、これも転用の許可が可能であると思
います。

それと 24 番から 26 番につきましては、前から出ておりますようにバ
イオマス関係の発電のための森林用地としての買収でございまして、
これも全て傾斜地でございますので、周辺に当たる農地に対しては何
の支障もございませんので、地区協としては妥当であるということに
なりましたので、再度のご審議のほど、よろしくお願ひしたいと思
います。以上です。

議 長 ただいま、第 3 地区協議会より、番号 20 番から 26 番について報告が
委員 ありました、ご意見、ご質問等ございますか。

議 長 なし。

委員 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 20 番から 26 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号 20 番から 26 番を許可とすることに決
定いたします。

議 長 続いて、番号 27 番と 28 番について、第 4 地区協議会の調査した意見
結果を報告願ひます。

15 番委員 27 番、28 番につきまして、当地区協議会で調査した結果、周辺農地へ
の支障もないため、許可相当と意見決定しました。

以後、審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、第 4 地区協議会より、番号 27 番と 28 番について報告があ
委員 りました、ご意見、ご質問等ございますか。

議 長 なし。

委員 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 27 番と 28 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号 27 番と 28 番を許可とすることに決
定いたします。

議 長 続いて、番号 29 番から 35 番について、第 5 地区協議会の調査した意
見結果を報告願ひます。

- 19番委員 29番と30番についてお答えいたします。
 チェックリストに基づき調査したところ、周辺農地に支障はなく、協議した結果、許可相当といたしました。
 再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。
- 7番委員 31番の関係です。
 31番は地図を見ても分かると思うのですが、全部分譲住宅用に開発された土地でありまして、たしかこの南も2か月前にこの委員会に諮って、許可相当ということになったと思いますので、周りには迷惑はかからないということでもよろしくお願います。
 32番については、隣も太陽光発電になっていまして、あと畑もあるのですが、周辺に影響はないと判断されますので、よろしくご審議をお願いします。
- 5番委員 続きまして、番号33番から35番について報告いたします。
 本地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、現地確認をしたところ、いずれも周辺農地への支障がなく、問題はないので許可相当と意見決定いたしました。
 再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。
- 議 長 ただいま、第5地区協議会より、番号29番から35番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
 番号29番から35番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
 (挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号29番から35番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号36番と37番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 18番委員 第6地区協議会での調査した結果を報告いたします。
 番号36番と37番について、本地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、36番は貸倉庫、37番は分家住宅、相互共に周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定いたしました。
 再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

議長 ただいま、第6地区協議会より、番号36番と37番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号36番と37番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号36番から37番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号12番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

議長 続いて、番号12番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

14番委員 12番です。
申請人は太田市内で建設業を営んでおり、申請地を取得し、資材置場として利用するものです。周辺農地への影響もないので、許可相当と意見決定しました。地区協議会で意見決定したその後に、そこはそば屋さんが建つんですという話を聞いたので。この建設屋さんは、そば屋さんもやっている会社なんですよ。それなので、申請と違うということで、事務局に、こういう申請と違ったときはどういう対応をするんですかと先ほど質問していましたが、建築指導課のほうと協議するとなかなか難しいだろうというような話でした。それなので、許可相当と思います。
再度のご審議をお願いいたします。

議長 ただいま、第2地区協議会より、番号12番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

4番委員 一応目的は資材置場になっているけれども、開けてみたら店をつくっちゃったり、そういうのでいいのか。

事務局 先ほどの委員からのご質問に対しての再度の説明をこの場を借りてさせていただきますと思います。
事務局からの説明としましては、転用許可の申請時点で書類審査及び転用目的の確認をしております。現地を申請時の目的どおり供した場

合、その後、農地法の農地ではなくなるため、その後の土地利用については農地法の手続は不要となります。その後、建築物等の設置を行う場合については建築指導課の判断となりますので、よろしくお願ひします。以上です。

議 長
6 番 委 員

いかがでしょう。よろしいですか。

例えば許可申請を出している間に、今回の 14 番委員の件のように用途が違ふという事実が確認できた場合は、申請時の時点で受け付けますけれども、途中変わったら、普通、内容変更で出してくるんじゃないでしょうか。

事 務 局

先ほど 14 番委員からの発言の補足といたしまして、先ほど 14 番委員が地区協議会の協議終了・審議後にそういったお話、そういった情報のを得て、こちらの事務局のほうにもそういったご心配をされている情報の提供がございました。これにつきましては、当局といたしましてもまずは、店舗の開発計画が、そういったものが確かにあるとすれば、調整区域の場所になりますので、当市役所の建築指導課のほうに開発許可の事前の協議ですとか、あるいは申請が出されているはずですので、それについての確認は建築指導課のほうに、お話の後、すぐにさせていただきました。結果といたしましては建築指導課のほうでは、特段今回の場所については、そういった協議ですとか、あるいは申請自体を受けていないということで、事務局のほうも報告の回答をいただきましたので、事務局としても今回出されている申請内容の目的で審議のほうが妥当であるという判断をさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

議 長

よろしいでしょうか。それでは採決いたします。

番号 12 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号 12 番を許可とすることに決定いたします。なお、3,000 m²を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。

議 長

以上で、審議は終了しましたが、続いて、報告第 1 号から第 4 号について、事務局よりお願ひします。

事 務 局

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出に

ついて8件提出されております。内訳につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について32件提出されております。内訳につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は30件となっております。内容につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第4号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は8件となっております。内容につきましては記載のとおりです。

以上、報告させていただきます。

議
委
員
長

長
員
長

報告第1号から第4号につきまして、ご質問等ございますか、なし。

質問等もないようですので、以上で第8回定例総会を終了します。長時間にわたり、ご協力いただきまして、ありがとうございました。

閉 会 令和3年3月11日(木) 午後3時